

(案)

胆振東部国有林の地域別の森林計画 第一次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間 { 自 平成28年4月 1日
至 平成38年3月31日 }

樹立年月日：平成27年12月24日

第一次変更年月日：平成28年 月 日

北海道森林管理局

胆振東部国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から 森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 森林法の一部を改正する法律（平成28年法律第44号、以下「改正法」という。）附則第7条2第2項の規定により、胆振東部国有林の地域別の森林計画の変更について、改正法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2の規定の例により鳥獣害防止森林区域に関する事項を定める。
- 2 森林・林業基本計画を踏まえ、多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、低密度植栽による再造林を推進する旨を定める。

なお、本変更計画は、平成29年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。
- 2 第Ⅲの別表については変更となる別表のみを掲載している。

【現行計画】

Ⅱ 計 画 事 項

第3 森林の整備に関する事項

1 省略

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 省略

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラマツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ(海岸林)	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本/haを目安とする。

(イ) 省略

ウ 省略

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	1 1 齢級 (51～55年)	初回、2 回目は原則列状間伐とし、3 回目以降は単木、列状いずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	1 1 齢級 (51～55年)	1 4 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	1 0 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 省略

ウ 保育の作業方法

(a)～(d) 省略

第4 森林の保全に関する事項

1 省略

2 省略

3 森林の保護等に関する事項

(1) 省略

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき特に管理すべき鳥獣のための計画として北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。

(3) 省略

(4) 省略

Ⅲ 別表

別表 1 省略

別表 2 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

別表 3 治山事業の数量

別表 4 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

【変更計画】

Ⅱ 計 画 事 項

第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 省略

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 省略

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び次表を基準とするが、森林・林業基本計画において示されている多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守するなかで、可能な限り低密度とする。

樹 種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラマツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ(海岸林)	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本/haを目安とする。

(イ) 省略

ウ 省略

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	1 1 齢級 (51～55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木、列状いずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	1 1 齢級 (51～55年)	1 4 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	1 0 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

注) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 省略

ウ 保育の作業方法

(a)～(d) 省略

(e) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

第4 森林の保全に関する事項

1 省略

2 省略

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を行う。

(7) チェックシートや自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明、及び早期防除に努める。

必要に応じて防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具や剥皮防止帯の設置による植栽木の保護措置及びわな猟や銃器による捕獲等を行う。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図ることとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 省略

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3(1)アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 省略

(4) 省略

Ⅲ 別表

別表 1 省略

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				51,075.83
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	エゾシカ	※森林の区域（林班）は、 北海道森林管理局計画課に 備え置く別冊のとおりであ る。	17,459.84
	白老町			17,431.19
	むかわ町			16,184.80

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表 3 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

別表 4 治山事業の数量

別表 5 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法